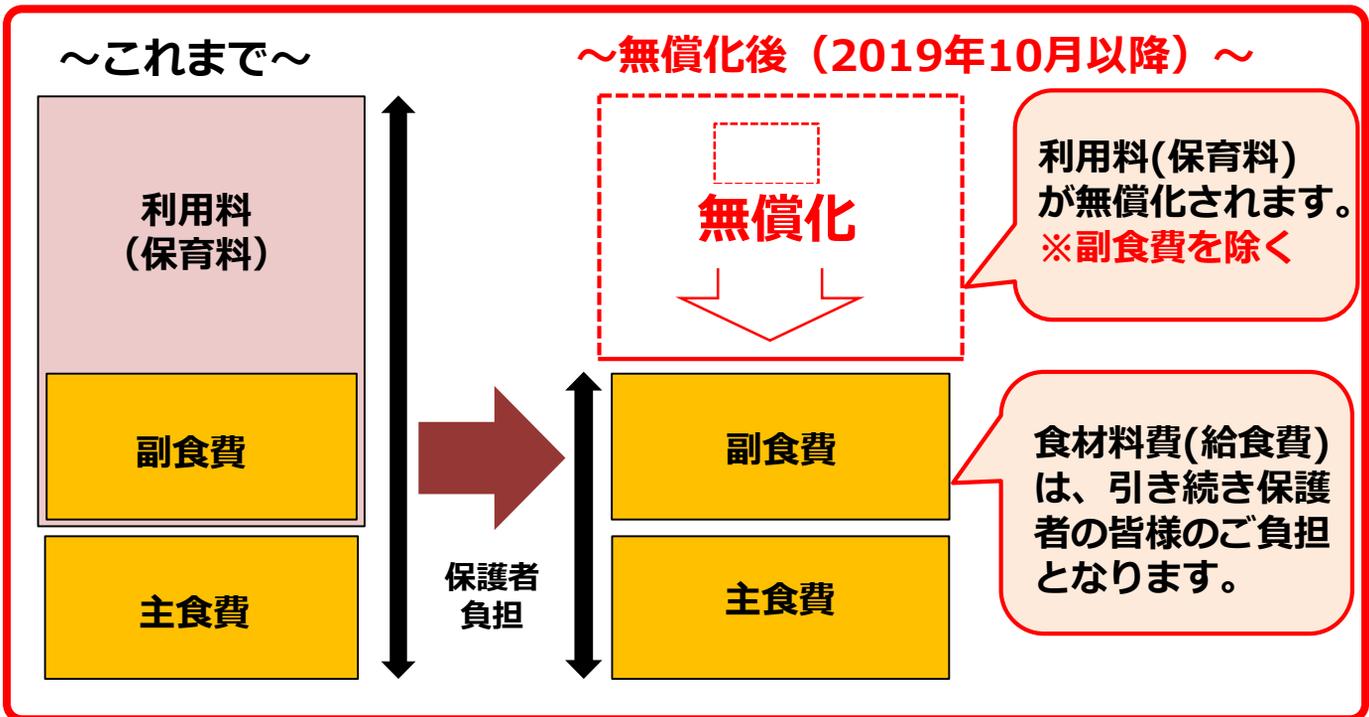


幼児教育・保育の無償化に伴う 食材料費(給食費)の取扱いについて

保育所や認定こども園の給食の材料にかかる費用(給食費)については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所や認定こども園を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**



- 現在、2号認定(3～5歳児)の食材料費(給食費)は、
 - ・ 主食(お米など)分については、直接、保育所や認定こども園にお支払い
 - ・ 副食(おかずやおやつ)分については、利用料(保育料)の一部としてお支払いいただいております。
 - 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、食材料費(給食費)については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。
- 今後は、主食分と副食分の食材料費(給食費)をまとめて、保育所や認定こども園にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。(ただし、所得階層などによっては副食費が免除になる場合があります。)
- 食材料費(給食費)の金額は、施設ごとに異なります。

※ 3号認定(0～2歳児)の方は、現在の取扱いから変更ありません。